

広島県告示第二百六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年四月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 三入南二丁目十九地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十七年三月二十三日広島県告示第二百号三入南二丁目十九地区（以下「告示A」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線、標柱四号から六号までを平成二十七年三月二十三日広島県告示第二百号山根地区（以下「告示B」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び二号は告示Aで指定した土地に存する標柱七号及び六号と同一とし、標柱五号は告示Bで指定した土地に存する標柱一号と同一とする。標柱四号は告示Bで指定した標柱一号と二号の線上に存し、標柱六号は告示Bで指定した標柱一号と六号の線上に存するものとする。

郡市・区			町村	大字	字	地番	標柱番号
広島市安佐北区			三入南二丁目				
可部町							
桐原							
山根							
一六六三番一	八三八番	八五〇番	一六七九番	標柱二号	標柱一号		
標柱六号	標柱三号、四号及び五号						